

『研究開発を行う場合の減税措置について知りたい』

研究開発税制

中小企業者等の方が試験研究を実施した場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出し、試験研究を行う法人、連結法人または個人

措置の内容

■ 資本金 1 億円以下の法人企業（中小企業）等、従業員数が 1,000 人以下の個人（税法上の中小企業者等）

A: 中小企業技術基盤強化税制

適用事業年度の試験研究費の 12% に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、法人税額（所得税額）の 25% 相当額です。

■ 資本金 1 億円超の中小企業等、従業員数が 1,000 人超の個人（税法上の中小企業者等以外の企業）

B: 総額型

適用事業年度の試験研究費の 8%～10%（当該企業の試験研究費割合_{※1}に応じた一定率（8%＋試験研究費割合×0.2）で上限は 10%）に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、法人税額（所得税額）の 25% 相当額です。

※1 試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額（＝当該年度に前 3 年を加えた計 4 年間の平均売上金額）で除したものとします。

■ 国の試験研究機関・大学・一定の契約に基づく民間企業等との共同研究、委託研究等がある場合

C: 特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）

適用事業年度の特別試験研究費_{※2}（国の試験研究機関・大学等との共同・委託研究及び企業間等での共同研究をして支出した経費等）の 20% 又は 30%_{※3} に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、本年度から、控除上限が A 又は B の総額型とは別枠化され、法人税額（所得税額）の 5% 相当額となりました。

なお、本年度から、特別試験研究費の範囲に、他の中小企業者に対して支出する知財権使用料が追加されました。

※2 特別試験研究費として計上した額については、中小企業技術基盤強化税制・総額型の控除の対象になる試験研究費として計上することはできません。

※3 大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究：30% 企業間等：20%

【適用期間に関する留意点】

適用期間：本年度においては所得税を含めて、上記措置がすべて恒久措置化されております。

また、恒久的措置である A～C に加えて、適用期間内であれば D または E の措置のいずれかを選択して利用できます。

D:試験研究費の増加額に係る税額控除制度(増加型)

当該企業の試験研究費の増加額^{※4※5}が 5%を超える場合には、増加額に試験研究費の増加した割合(ただし、上限 30%)を乗じた額を追加的に法人税額(所得税額)から控除します。

※4 試験研究費の増加額は、当該年度の試験研究費から過去 3 事業年度の試験研究費の平均額(比較試験研究費)を控除した残りの額とします。

※5 本制度の適用を受けるには、当該年度の試験研究費の額が前 2 事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額(基準試験研究費)を超えている必要があります。

E:売上高に占める割合が 10%を超える試験研究費に係る税額控除制度(高水準型)

当該企業の試験研究費の額が平均売上金額^{※6}の 10%相当額を超える場合には、その超過額に一定の割合^{※7}を乗じた額を追加的に法人税額(所得税額)から控除します。

※6 平均売上金額とは、当該年度に前 3 年を加えた計 4 年間の平均売上金額とします。

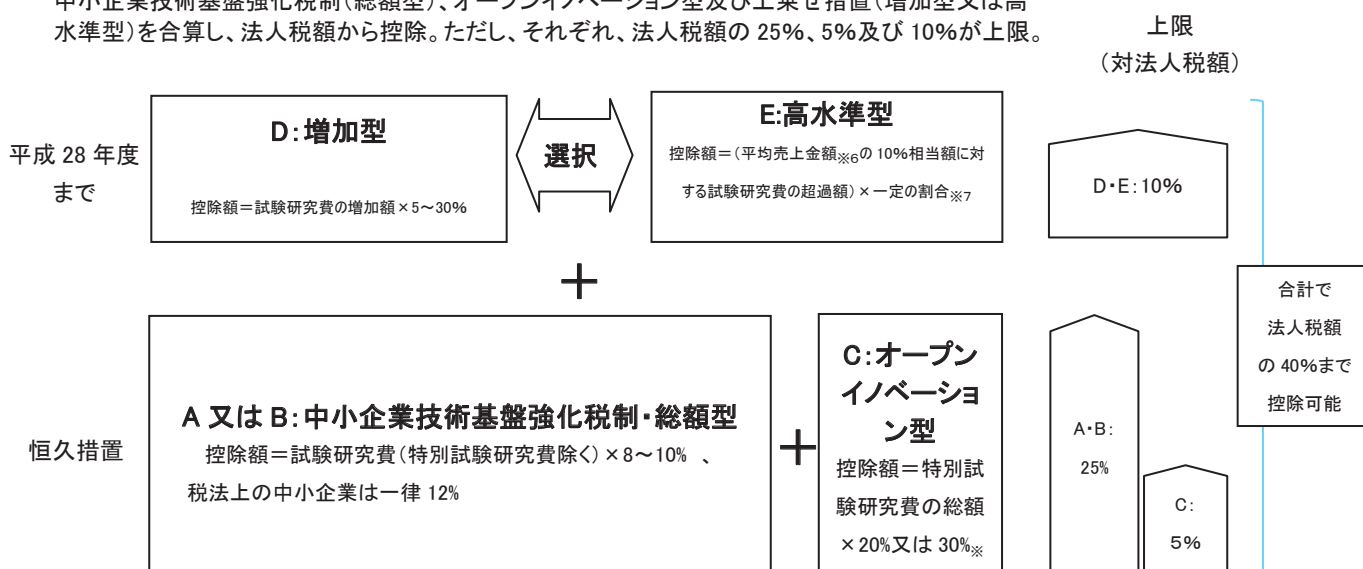
※7 一定の割合とは、試験研究費割合から 10%を控除した割合に 0.2 を乗じた割合とします。

◎適用期間:法人 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度(D・Eともに)

個人 平成 28 年(D・Eともに)

◎税額控除の上限:法人税額(所得税額)の 10%相当額(D・Eともに)

中小企業技術基盤強化税制(総額型)、オープンイノベーション型及び上乗せ措置(増加型又は高水準型)を合算し、法人税額から控除。ただし、それぞれ、法人税額の 25%、5%及び 10%が上限。



F:中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(地方税)

研究開発税制の適用事業年度においては、中小企業技術基盤強化税制等(国税:A+C(+D又はE))の税額控除後の法人税額を法人住民税(地方税)の課税標準とします(税法上の大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となります)。



対象となる費用

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち所得の計算上損金に算入される（個人の場合は事業所得の計算上経費に参入される）額。具体的には、原材料費・人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）・経費（中小企業等に対して支出する知財権使用料を含む）、その試験研究の一部として要する委託試験研究費、技術研究組合の組合員が負担する賦課金。

【次の各項目全てを満たす者も「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当】

- （１） その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
- （２） 担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
- （３） 従業期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月以上）あること（担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする）
- （４） 担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要があります。

お問い合わせ先

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。 URL:<http://www.nta.go.jp>